

平成 25 年定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会  
説明資料

◎所管事項説明

首都圏営業拠点について	.....	1
-------------	-------	---

平成 25 年 4 月 16 日

雇用経済部

## 首都圏営業拠点について

### 1 首都圏営業拠点運営事業者との契約内容について

首都圏営業拠点運営事業にかかる委託契約の内容は、次のとおりです。

#### 1. 総則

##### (目的)

県は、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」など様々な魅力の効果的な情報発信や、「三重ファン」の積極的な拡大、さらには県産品の販路拡大や誘客の増加をめざすため、首都圏営業拠点（以下、「営業拠点」という。）を整備することとし、運営事業者は、県からの委託を受けて、営業拠点を活用した物品販売事業、飲食事業等を実施し、効果的な運営を行うことにより、この目的を達成する。

##### (基本方針)

県は、（運營業務）に定める業務を運営事業者に委託し、運営事業者はこれを受託するものとする。なお、県は運営事業者に対し、委託料を支払わないものとする。

運営事業者は営業拠点の設置目的を十分に理解したうえで県に協力し、県の意見等を反映しながら運営を行うものとする。

##### (法令等の遵守)

運営事業者は、営業拠点の運営に際し、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理、個人情報管理や危機管理等に関する関係法令等の遵守を徹底するものとする。

##### (運營業務)

県が運営事業者に委託する業務（以下、「運營業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物品販売に関する業務
- (2) 飲食に関する業務
- (3) 県等と連携したイベント等の実施に関する業務
- (4) 県内への誘客・集客に関する業務
- (5) テストマーケティングに関する業務
- (6) 施設の維持・管理に関する業務
- (7) 上記の業務のほか、県が営業拠点の運営上必要と認める業務

上記の業務による利益は、運営事業者に帰属するものとする。

##### (営業拠点の物件)

運営事業者は、下記物件（以下、「本件物件」という。）を活用して運營業務を実施するものとする。

- (1) 所在 東京都中央区日本橋室町二丁目4番1号
- (2) 建物 浮世小路千疋屋ビル（商業施設名 YUITO ANNEX）

1階	62.70坪	(207.26㎡)
2階	72.38坪	(239.29㎡)
合計	135.08坪	(446.55㎡)

(契約期間)

本契約の期間は、契約の日から平成30年3月31日までとする。

(管理物件)

県は、運營業務の円滑な遂行のため、運営事業者を本件物件に入居させ、運営事業者に県及び株式会社千疋屋総本店（以下「建物所有者」という。）が本件物件に設置している設備及び県の備品等（以下「設備備品等」という。）を使用させるものとする。

運営事業者は、本件物件及び設備備品等（以下「管理物件」という。）について、建物所有者が定める館内規則を遵守するほか、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

運営事業者は、管理物件を（運營業務）で定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たときは、この限りではない。

(運営事業者が負担する経費)

運営事業者は、運營業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 施設・設備等の維持管理、点検、修繕等に要する経費
- (2) 商品の仕入れ経費、人員の雇用経費、売上データや在庫管理ができるPOSレジなどの運営経費
- (3) 光熱水費、清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、設備点検費、防犯関係費その他一般管理費
- (4) 運營業務に必要な消耗品費
- (5) 運營業務に必要な手続、届出等に係る費用

上記(3)に係る経費について、県の利用に供する部分に相当する額は県が負担する。

(納付金)

運営事業者は、毎年度の納付金として、県に運營業務に係る店舗売上の3%を支払うものとする。

県は上記の規定にかかわらず、営業拠点の目的及び事業評価の結果等に応じて、別途算定し、運営事業者に通知することによって、その年度における納付金を確定させることができるものとする。

納付金の支払方法は、次のとおりとする。

- (1) 納付金は、年度単位で支払うものとする。
- (2) 県は、運営事業者から年間業務報告書を受領してから速やかに、納付金の額の算定を行い、運営事業者に対して納入通知書を発行する。
- (3) 運営事業者は、納入通知書で指定された納付期限（発行日から起算して25日以内）内に支払いを行う。

## 2. 運營業務の実施

### (運營業務の実施方法)

運営事業者は、本契約書及び県が必要に応じて指示する事項（以下「本契約書等」という。）を遵守の上、運營業務を実施するものとする。

### (営業日及び営業時間)

営業拠点の営業日については、年中無休（ただし、年末年始及び建物所有者が館内規則で休業日に定めた日を除く。）を原則とする。

営業時間については、県、運営事業者及び建物所有者において定めた営業時間を遵守する。

営業日又は営業時間については、県、運営事業者及び建物所有者の協議により変更することができるものとする。

### (文書等の保管及び保存)

運営事業者は、運営事業者の従業員が運營業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、運営事業者の従業員が組織的に用いるものとして運営事業者が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程を別に定め、これにより適正に管理することとし、契約期間が満了し、又は契約が解除等により終了したときは、管理文書の管理について県の指示に従うものとする。

### (秘密の保持)

運営事業者は、当契約により知り得た県の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

この規定は、本契約終了後も適用する。

### (再委託の制限)

運営事業者は、県の承認を得ないで運營業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により県の承認を得た場合はこの限りではない。

### (個人情報の保護)

運営事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

### (施設利用者の意見等の反映)

運営事業者は、施設で提供するサービスの向上等の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の運營業務への反映に努めるものとする。

### (経理の区分)

運営事業者は、運營業務に関しては、専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

運営事業者は、事業年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

運営業務の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する期間とする。

運営業務の実施において作成した一切の書類等は、契約期間終了後5年間保存しなければならない。

#### (設備備品等の取り扱い)

運営事業者は、故意又は過失により、県が所有する設備備品等を毀損し、又は滅失したときは、県に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該設備備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、購入し又は調達した設備備品等の所有権は、県に帰属するものとする。

運営事業者は、前記により設備備品等を購入し、又は調達したときは、速やかに県に報告しなければならない。

県が所有する設備備品等について、経年劣化又は故障などにより新たに購入又は調達することとなった場合、あるいは運営業務の実施のために新たに購入又は調達する場合は、県は、運営事業者との協議により、必要に応じて当該設備備品等を購入又は調達するものとする。この場合において、その所有権は県に帰属するものとする。

運営事業者は、設備備品等について、定期的に現物の実査を実施してその結果を書面に残さなければならない。

#### (本件物件の形質変更等)

運営事業者は、本件物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

運営事業者は、天災地変その他の事故により本件物件を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なくその状況を県に報告しなければならない。

#### (緊急発生時の対応)

契約期間中、運営業務の実施に関連して事故や災害（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合は、運営事業者は速やかに適切な応急措置を行うとともに、県その他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、必要な措置について県と協議しなければならない。

事故等が発生した場合、運営事業者は県と協力をして事故等の原因調査にあたるものとする。

#### (損害賠償等)

運営事業者は、運営業務を実施するにあたり、運営事業者の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ県が損害を賠償したときは、県は運営事業者に対して求償権を有するものとする。

運営事業者は、運営業務を実施するにあたり、運営事業者の責めに帰すべき事由によるか否かが不明の場合でも、第三者に損害を与えたときは、速やかに運営事業者の責任と費用にて誠実に第三者に対応するものとする。

前記の場合、運営事業者は県に対し求償しないものとする。

#### (不当介入への対応)

運営事業者は、運営業務を実施するにあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等）による不当介入（運営事業者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。))を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- (3) 県に報告すること
- (4) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより運営業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

#### (立入点検)

県は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物管理上必要があるときは、予め運営事業者に連絡した上で、本件物件内に立入り、これを点検し、又は必要措置を講ずることができる。非常の場合は、連絡なしに立ち入ることができる。

#### (保険)

運営事業者は、本契約期間中の不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結し、本協定期間中これを継続しなければならない。

#### (知的財産権の帰属)

運営業務において発生した知的財産権は、県に帰属する。

### 3. 業務計画の協議及び運営状況の把握等

#### (年間業務計画書の提出等)

運営事業者は、毎事業年度、事業計画（事業概要及び実施時期）、管理運営体制（組織体制、人員配置計画）、収支計画等、県の指定する内容を記載した業務計画書を作成のうえ、当該事業年度開始日の2カ月前までに県に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、平成25年度の業務計画書の提出については、本件物件の使用開始日の2カ月前までに県に提出するものとする。

県は、前記の規定により提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、運営事業者に対してその変更を指示することができるものとし、運営事業者は合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。

運営事業者は、提出した業務計画書を変更しようとするときは、県の承認を得なければならない。

#### (月次業務計画書及び月次業務報告書の提出等)

運営事業者は、翌月の実施事業計画及び県が指定する項目について、毎月、業務計画書を作成して、前月の15日までに県に提出しなければならない。

また、運営事業者は、来館者数、収支状況、実施事業、アンケートによる来館者満足度、来館者からの意見・苦情及びその対応等、県が指定する項目について、毎月、業務報告書を作成して、翌月15日までに県に提出しなければならない。

県は必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、運営事業者に対して報告又は説明を求めることができる。

県は、運營業務の適正を期するため、運営事業者に対し、前記に定めるもののほか、運營業務の実施状況及び運営事業者の経理の状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

#### (年間業務報告書の提出等)

運営事業者は、運營業務について、毎事業年度終了後、4月末までに次に掲げる項目を記載した事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。

- (1) 運營業務の実施状況及び利用状況
- (2) 運營業務に関する収支状況
- (3) 成果目標及びその実績
- (4) 運營業務に関する自己評価
- (5) その他県が必要と認める事項

運営事業者は、年度の途中において契約が終了したときは、その契約終了日から起算して1月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を県に提出しなければならない。

#### (決算書類の提出)

運営事業者は、企業の毎事業年度の決算確定後1月以内に、当該年度の収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を県に提出しなければならない。

#### (実施状況の評価、調査、指示等)

県は、運営事業者が提出した事業報告書などにより、運営事業者が行う運營業務の実施状況について、事業評価等を行う。

県は、事業評価等を実施するにあたり、有識者等に意見を求めることができる。

県は、事業評価等を実施するにあたり、運営事業者の運營業務の実施状況、収支の状況等について説明を求めることができる。

運営事業者は、県からの説明の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。この場合において、運営事業者は、必要とされる関係書類を速やかに提示するなど県が実施する調査に対して誠実に対応しなければならない。

前記の調査等の結果を踏まえ、県は、運営事業者に対して運営業務について必要な指示等を行うことができる。

運営事業者は、前記による指示等を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

#### 4. 運営業務の終了

##### (引継ぎ)

契約期間の満了又は契約の解除などにより運営事業者の運営業務が終了する場合、運営業務の引継ぎについては、運営事業者は、県又は県が指定する者に誠意をもって協力するものとする。

##### (県と建物所有者との賃貸借契約の終了による終了)

本件物件に関する県と建物所有者との賃貸借契約が契約期間内に解約、解除その他の事由により終了したときは、本契約も終了する。

##### (建物の滅失による終了)

地震・風水害・火災等の災害その他県及び運営事業者の責に帰すことのできない事由により、本件物件の一部又は全部が滅失し又は使用不可能となり本契約の目的が達することが不可能となったときは、本契約は終了する。

##### (契約の解除)

県は、運営事業者が次の一に該当する場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 運営事業者が本契約書等の規定に違反し、その程度が重大であり信頼関係を破壊すると県が認めたとき
- (2) 運営事業者が本契約書等の規定を履行せず、又は、履行することができないと県が認めたとき
- (3) 運営事業者が自ら本契約書等の規定の履行ができないと申し出たとき
- (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき
- (5) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき
- (6) 運営事業者が支払いを停止したとき、又は手形・小切手の不渡りを出したとき
- (7) 運営事業者が他の債務者から仮差押・強制執行等の処分又は滞納処分を受けたとき
- (8) 運営事業者が破産・民事再生・会社更生等の倒産手続の申立をなし、またはそれらの申立をなされたとき



(9) 運営事業者に上記に類する信義則に反するような行為があったとき

上記(3)による運営事業者からの申出は、契約解除日の6カ月前までに行われなければならない。

上記(1)～(9)の規定により本契約が解除された場合は、運営事業者は違約金として、県が建物所有者に対して支払っている賃料相当額6カ月分に消費税を付加した額を、県に支払わなければならない。この違約金の徴収は、県の損害賠償の請求を妨げないものとする。

(原状回復義務)

運営事業者は、契約期間が満了したとき、契約期間が終了したとき、契約を解除されたときは、本件物件を原状に回復し、速やかに県に明け渡さなければならない。

上記の規定にかかわらず、運営事業者の申出を県が認めた場合には、運営事業者は本件物件を原状に回復することなく、県が指示した状態で県に明け渡すことができるものとする。

運営事業者が正当な理由なく相当な期間の経過後も本件物件を原状に回復しないときは、県は、運営事業者に代わって本件物件を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、運営事業者は、県の当該措置について異議を申し出ることとはできず、かつ、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

5. その他

(権利譲渡禁止)

運営事業者は、本契約を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(免責)

地震・風水害・火災・暴動・盗難等県の責に帰すことのできない事由により運営事業者が本件物件の一部又は全部の使用不能その他の損害が生じた場合であっても、県はその責を負わない。

建物所有者又は県が、本件物件の建物設備の補修・修繕のため、その工事の間、本件物件又は共用部分の一部又は全部の使用をやむを得ず中止する必要がある場合は、運営事業者はこれに応じ、工事の施工に協力しなければならない。

上記の場合、運営事業者は建物所有者及び県に対して損害金の請求はできない。

(遅延損害金)

運営事業者が本契約に関する債務の支払いを遅延したときは、遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を違約金として支払うものとする。

(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、津地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、県及び運営事業者は、誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

## 2 営業拠点で実施する事業（案）について

### （1）県が主体的に実施する事業（案）

#### 【戦略的営業活動展開事業費（29,843千円）】

- 知事主催トークライブ  
豪華ゲストとの対談またはパネルディスカッション形式の知事主催のトークイベントを開催します。1階レストランまたは2階カフェでレセプションも同時開催します。
- 三重ゆかりの賢人主催トークライブ  
三重にゆかりのある、主に首都圏の方々（賢人）の主催でトークライブを開催します。
- 三重大学など県内の大学と連携した、「食」や「歴史」、「文化」、「伝統」などに関する講座を開設します。
- 首都圏営業拠点の効果的な運営のため、有識者や事業者などで構成する「首都圏営業拠点アドバイザリーボード（仮称）」を設置し、客観的・専門的な視点から評価や助言を行っていただくこととします。
- 首都圏営業拠点の活動・成果について、定量的な目標設定・評価を行っていくため、地域ブランド、観光誘客、情報発信などの有識者の方で構成する、「首都圏営業拠点経済効果指標検討会」での検討をもとに、拠点の開設までに設定します。
- 三重県出身者、三重県在住者はもちろん、首都圏の方々が三重との関わりを持つ玄関口となり、コアな三重ファンになるためのしかけとして、三重の文化、伝統、芸術、歴史をコンセプトにした企画を拠点全体で展開します。
- 日本橋エリアにおいては、YUITO、コレド室町、日本橋料理飲食業組合や日本橋地域の街づくり団体等としっかり連携して事業を展開します。また、三重ゆかりの店舗や企業等とのネットワークを活用・拡大し、首都圏全体での面的な情報発信を行います。
- 県や運営事業者のもつネットワークを活用し、各種メディアに営業展開するとともに、フェイスブックなどのソーシャルメディアやホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

#### 【首都圏のシェフと三重県の生産者をつなぐ食材フェア事業（7,466千円）】

- 若手シェフなどによる県食材を使った料理コンテストなど、話題性の提供と県食材に関わる人々の開拓につなげるイベントを実施するとともに、拠点発の新たなメニュー化につなげていきます。

#### 【コアな三重ファン発掘・ネットワーク活用事業（10,679千円の一部）】

- オフィスワーカー等を対象に朝大学の手法を用いた講座等を開催します。
- 朝大学等修了生、三重の応援団、応援企業等主催イベント  
丸の内朝大学プロデューサークラスの修了生（80名）やお伊勢参り講座修了生（25名）、三重の応援団、応援企業主催でセミナー、講座等を開催しま

す。

- (例)・若年層向けのキャリアアップ講座 (主催: 朝大学修了生)
- ・伊賀忍者講座 (主催: 忍者チーム (朝大学修了生))
- ・伊賀焼で料理イベント (主催: 伊賀チーム (朝大学修了生))

#### 【グローバルビジネス創出促進事業費 (14,920 千円の一部)】

- 伝統工芸品等の素材等のサンプルを展示して、首都圏クリエイター等のアイデアとつなぐ商談会や展示会、サロンなどを開催するとともに、営業拠点でのマッチングをきっかけに開発された試作品や商品を随時、開発プロセスを含めて紹介するなど、B to Bでの活用もすすめます。
- 三重県ゆかりの木作家や染織作家、萬古焼の急須作家、伊賀焼の土鍋作家等が主催する展示会をギャラリーコーナーで開催し、会期中にはクリエイターやデザイナーとともに「三重を語るサロン」を併催します。
- “三重のいいもん” × X マリアージュ講座  
食や伝統工芸品、三重ブランドなどの“三重のいいもん”を掛け合わせたり、X (日本橋、奈良、島根、Local to Local など) を掛け合わせたマリアージュを体験して学ぶ講座を開催します。
- (例)・日本酒×バウムクーヘン×伊賀焼 (講師: 日本酒スタイリスト)
- ・伊勢茶×大和茶 (奈良) ×萬古急須×高校生スイーツ (講師: 茶生産者、萬古焼作家)
- ・鈴鹿抹茶×伊賀焼×創作和菓子 (講師: 和菓子職人)
- ・伊賀牛×伊賀焼 (講師: 伊賀焼職人)
- ・伊賀くみひも×伊勢木綿×会津木綿 (福島) (講師: 着物アドバイザー)
- ・ワイン×燻製料理×萬古焼 (講師: フードスタイリスト)
- ・乾物 (海苔、あらめ等) ×伊賀コシヒカリ×伊賀焼 (講師: 料理研究家)
- 世界で活躍する新進気鋭のデジタル・アーティストによる、伝統工芸品を映像と五感で体感できる体感型システムで紹介する Future Tradition (フューチャー・トラディション) コーナーを設置します。
- 三重の伝統工芸品や地域資源を活用した商品等を、首都圏のクリエイターやデザイナー等とコラボレーションしてブラッシュアップし、つくりあげ、進化させていく商談会やマッチングサロンなどのプログラムを提供します。
- 三重 T・E・I・B・A・N 展  
伝統産業・地場産業の事業者を中心として、伝統工芸品等のブラッシュアップの場としての展示会を開催します。

#### 【ニュービジネス創出人材育成事業費 (14,576 千円の一部)】

- ビジネスマッチング  
経営者育成道場の卒業生等の県内若手経営者と首都圏の企業家との出会いの場を構築します。

## 【首都圏等における立地済企業とのネットワーク構築事業費

(1,692千円の一部)】

### ○ 経営者懇談会

大手企業の経営者層とのネットワークを構築するための懇談会を開催します。

## 【三重県観光キャンペーン推進協議会負担金 (201,200千円の一部)】

○ 三重県観光キャンペーン推進協議会による観光キャンペーン、海女や忍者などをテーマにしたPRイベントの開催、拠点で開催するセミナーと連携した「みえ旅パスポート」を発給します。

○ 島根・奈良との三県連携で「遷宮」「古事記」等の神話をテーマに講座・フィールドワーク、シンポジウム等を開催します。

## 《その他県関係部局の事業》

### 【みえライフイノベーション総合特区基盤整備事業の一部】

ライフイノベーション総合特区PRセミナー (健康福祉部)

### 【新県立博物館整備事業の一部】

博物館PR (環境生活部)

### 【多様な連携による地域文化発信事業の一部】

地域文化情報PR講座 (環境生活部)

### 【南部地域活性化事業費の一部】

移住セミナー (地域連携部)

### 【熊野古道世界遺産登録10周年事業費の一部】

熊野古道世界遺産登録10周年PRセミナー (地域連携部)

### 【森林整備加速化・林業再生基金事業費の一部】

県産材PR (農林水産部)

### 【三重県産品営業拡大支援事業費の一部】

首都圏のバイヤー等との商談会 (農林水産部)

## (2) 運営事業者が主体的に実施する事業 (案)

○ 営業拠点オリジナルのプライベートブランド商品として、例えば、テレビ等で全国的に有名なパティシエ辻口博啓氏 (片岡温泉「アクアイグニス」にてスイーツ等をプロデュース)と熊野産の柑橘類とのコラボレーションによるスイーツや、鈴鹿山麓のごぼうを使った限定ジェラート等を開発し、販売します。

○ 三重の産直食材にこだわった本格的な料理を提供するため、三重の各地域の旬の味を提供するメニューを通して、県内各地域を旅するかの如く、三重の魅力を来館者に伝えます。(例えば、尾鷲直送マグロを使った前菜、伊勢大あざりと旬野菜の白ワイン蒸し、松阪牛もも肉のグリエと野菜のフリット、鈴鹿山麓野菜を使ったデザートなど)

- 本物志向、品質重視、価値重視を基本にしながら、例えば、桑名産のなばな、安乗産のサバ、伊賀産の米、熊野産の柑橘類など、三重の選りすぐりの商品を、地域ならではの物語という付加価値をつけて販売します。
- 商品や食材の定期的な入れ替えなどのしくみを構築することにより、県内の小規模事業者にも多くのチャレンジの機会を提供するなど、開かれた拠点として運営します。
- メインターゲットである30～50代の女性を意識して、伊勢茶と三重のお取り寄せ和菓子や三重でしか食べられない郷土料理など、三重県内の食材や食文化を提供するラウンジをつくり、花匠佐々木直喜氏（菰野町在住、家庭画報の表紙のフラワーアレンジを担当）によるフラワーアレンジメントや芸術性の高いクリエイターの作品で飾るなど、話題性の高いスペースとして集客を図ります。
- 神宮式年遷宮を記念し伊勢神宮に作品を奉納された書家紫舟氏による書アートイベントや女性層を対象とした“美”や“健康”などテーマ性のある講座・フィールドワークの開催、県内蔵元提供の日本酒と旬の食材を味わうイベントや萬古焼の鍋を使った料理体験等参加型イベントを開催します。
- 株式会社JTBコミュニケーションズが主体となり、旅行商品の開発と、継続した誘客につなげるために、例えば、地域イベントに合わせた地域周遊ツアーなどのモニタリングツアー商品、各地域の旬の食材を使った飲食の提供と連動させた三重の恵みを実感するツアー等の会員特別優待旅行商品の企画・開発を行います。
- 台湾をはじめ東アジア等からの観光客を迎え入れる館内プロモーション（外国語対応のツールの整備）を行うほか、訪日外国人観光客向けの集客企画を構築します。
- 1階で商品を販売するだけでなく、生産（製造）事業者が対面販売するテストマーケティングなど、消費者目線の評価を市町や県事業者へフィードバックできるしくみをつくります。
- 小規模事業者や県内若手経営者が首都圏で販路開拓等チャレンジできる機会を提供します。
- 既存顧客の囲い込みや新規顧客の獲得のため、会員制度を設けます。また、顧客メリットを付加した電子マネーの導入を大手流通事業者と連携して検討するなど、新たな仕組みの導入を考えていきます。

- 運営事業者の経営する首都圏 10 店舗（丸の内・銀座・南青山・赤坂・新宿など）において、三重の食材を用いたメニュー開発を行うとともに、三重フェアを開催します。
- 日本橋の百貨店や首都圏のショッピングセンター等における物産展や都内イベント会場での催事出店を積極的に行うとともに、通信販売や店外販売による販路拡大を図るなど、新たな顧客開拓に向けた営業活動を行います。